

○農林水産省告示第二千三百三十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産の春植えばれいしよに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

平成二十四年産の春植えばれいしよに係る農業災害補償法第二百十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとと同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしよに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第 百二十条の十二第 一項第一号の農林	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲

<p>水産大臣が定める 区分</p>	<p>一類</p>
	<p>北海道及び東京 都の区域</p>
<p>一一、〇七〇円 九、九六〇円 八、八六〇円 七、七五〇円 六、六四〇円（対象農業者（農業の担い手に対する経営安定の ための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号 ）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付 金の交付の申請をする者であつて、同法第二条第二項各号に掲 げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）又は農業者戸別 所得補償交付金のうち平成二十四年産の春植えばれいしよの品 質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により 算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であつて当該交 付金の交付を受けるもの（同年産の春植えばれいしよについて 農業災害補償法第八十四条第一項第六号に規定する共済事故に</p>	

二類			
宮崎県の区域	熊本県の区域	福島県の区域	北海道及び東京都の区域
五三、一四〇円 四七、八三〇円 四二、五一〇円 三七、二	七〇円 二六、一二〇円 四三、五三〇円 三九、一八〇円 三四、八二〇円 三〇、四	一〇円 二五、七二〇円 四二、八七〇円 三八、五八〇円 三四、三〇〇円 三〇、〇	三〇、五三〇円 二七、四八〇円 二四、四二〇円 二一、三 七〇円 一八、三二〇円 円) 九、九六〇円 八、八六〇円 七、七五〇円 六、六四〇 、〇八〇円 一四、三〇〇円 一二、五一〇円 一一、〇七〇 地に係る春植えばれいしよにあつては、一七、八七〇円 一六

		三類					
都の区域	北海道及び東京	熊本県の区域	長崎県の区域	長野県の区域	都の区域	北海道及び東京 鹿児島県の区域	
〇〇円 二八、七一〇円	四七、八五〇円 四三、〇七〇円 三八、二八〇円 三三、五四〇円	八〇円 五四、七六〇円	九一、二六〇円 八二、一三〇円 七三、〇一〇円 六三、八〇円	一六六、〇三〇円 一四九、四三〇円 一三二、八二〇円 一六、二二〇円 九九、六二〇円	一〇円 五二、三八〇円	六一、九一〇円 五五、七二〇円 四九、五三〇円 四三、三〇円 三七、一五〇円	四七、三九〇円 四二、六五〇円 三七、九一〇円 三三、一七〇円 二八、四三〇円

四類

熊本県の区域	長崎県の区域	久郡以外の区域 東御市及び北佐	久郡の区域 東御市及び北佐	福島県の区域
五三、五六〇円 四八、二〇〇円 四二、八五〇円 三七、四	九〇円 五六、一四〇円 九三、五六〇円 八四、二〇〇円 七四、八五〇円 六五、四	八〇円 二五、〇一〇円	四一、六九〇円 三七、五二〇円 三三、三五〇円 二九、一	九〇円 三九、一六〇円 六五、二七〇円 五八、七四〇円 五二、二二〇円 四五、六

	鹿児島県の区域	<p>九〇円 三三、一四〇円</p> <p>八五、〇〇〇円 七六、五〇〇円 六八、〇〇〇円 五九、五〇〇円 五一、〇〇〇円</p>
--	---------	---